

(趣旨)

第1条 この規則は、酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年広島県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第2条 条例第2条第1項の指定区域は、別表に掲げる区域とする。

(公安委員会規則で定める営業)

第3条 条例第2条第1項第2号の公安委員会規則で定める営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に規定する営業とする。

(料金等の表示方法)

第4条 条例第3条の規定による営業に係る料金及び違約金等の内容（以下「料金等」という。）の表示は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに、料金等を表示した書面その他の物（以下「料金表」という。）を客に見やすいように掲げること。
- (2) 客席又は個室等に料金表を客に見やすいように備えること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、注文前に料金表を客に見やすいように示すこと。

(標章のはり付け手続)

第5条 条例第8条第1項の規定による標章のはり付けは、条例第7条の規定による停止の命令があった後速やかにするものとする。

(標章の様式)

第6条 条例第8条第1項の公安委員会規則で定める様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(標章の取り除き申請手続)

第7条 条例第8条第2項の規定による申請を行おうとする者は、正副2通の標章除去申請書（別記様式第2号）を、当該申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の長を経由して広島県公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第8条第2項第1号に掲げる事由がある場合において、当該施設を用いて営もうとする営業その他当該施設に係る用途について法令の規定により行政庁の許可その他の処分を受けなければならないこととされているときにあっては、当該処分を受けたことを証明する書類
- (2) 条例第8条第2項第2号に掲げる事由がある場合において、当該取壊しについて建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定により届出をしなければならないときにあっては、当該届出をしたことを証明する書類
- (3) 条例第8条第2項第3号に掲げる事由がある場合において、当該増築又は改築について建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けなければならないこととされているときにあっては、当該確認を受けたことを証明する書類

第8条 前条第1項の規定は、条例第8条第3項の規定による申請を行おうとする者（次項において「標章除去申請者」という。）について準用する。

2 前項において準用する前条第1項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 標章除去申請者が法人である場合にあっては、登記簿の謄本
- (3) 申請に係る施設が不動産である場合にあっては、登記簿の謄本
- (4) 標章除去申請者が申請に係る施設の使用について正当な権原を有することを証明する書類
- (5) 処分の期間における施設の使用に関し、標章除去申請者と処分を受けた者との法律関係を明らかにする書類（当該期間において処分を受けた者に当該施設を使用させない旨を誓約する標章除去申請者の書面を含む。）

一部改正〔平成24年公安委員会規則9号〕

(報告等の要求)

第9条 条例第10条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、報告等要求書（別記様式第3号）により行うものとする。

(立入証)

第10条 条例第10条第3項の証明書は、立入証（別記様式第4号）とする。

附 則

この公安委員会規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日公安委員会規則第9号）

この公安委員会規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	区域
広島市西区	三篠町一丁目12番街区から14番街区まで、横川町二丁目3番街区から5番街区まで及び10番街区から14番街区まで、横川町三丁目1番街区から5番街区まで及び10番街区から12番街区まで
広島市中区	胡町1番街区から5番街区まで、銀山町、新天地1番街区、6番街区及び7番街区、田中町、流川町、西平塚町、堀川町1番街区から4番街区まで、三川町1番街区、8番街区及び9番街区、薬研堀、弥生町
広島市佐伯区	五日市四丁目4番街区、5番街区、17番街区及び18番街区、五日市五丁目3番街区から5番街区まで、10番街区、11番街区及び16番街区、五日市七丁目13番街区、五日市中央二丁目1番街区及び9番街区から11番街区まで、五日市中央四丁目1番街区及び16番街区、五日市中央五丁目1番街区及び18番街区から21番街区まで
呉市	中通二丁目1番街区から8番街区まで、中通三丁目1番街区から8番街区まで、中通四丁目1番街区から12番街区まで、本通二丁目1番街区及び2番街区、本通三丁目1番街区から3番街区まで、本通四丁目1番街区から6番街区まで
東広島市	西条岡町1番街区から9番街区まで
尾道市	久保一丁目4番街区から15番街区まで、久保二丁目6番街区から27番街区まで、十四日元町3番街区及び7番街区
三原市	城町一丁目、城町二丁目1番街区から5番街区まで、13番街区及び14番街区、城町三丁目2番街区から9番街区まで、港町一丁目、港町三丁目2番街区から22番街区まで
福山市	旭町5番街区から8番街区まで、入船町一丁目、入船町二丁目、笠岡町、霞町一丁目、光南町一丁目、光南町二丁目、昭和町、住吉町、宝町3番街区及び7番街区、寺町8番街区、14番街区及び15番街区、延広町、花園一丁目、船町、松浜町一丁目、御門町一丁目、御門町二丁目、南町、御船町一丁目、御船町二丁目、明治町、元町1番街区、6番街区から8番街区まで及び12番街区から15番街区まで

(別記)

様式第1号～様式第4号 省略